

2026年10月22日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

第9期の保険料額の設定については、低所得者の納付負担の軽減の観点から第1段階から第3段階の保険料額は第8期の保険料額のまま据え置き、第4段階の保険料額を8期から 3,420 円引き下げております。また、所得段階を第8期の 14 段階から2段階増やし 16 段階としており、低所得者の納付負担の軽減を継続するとともに、一定以上の所得があるかたに対しては保険料額を増とし、被保険者の納付資力に応じた負担となるよう保険料の設定を行っております。介護保険事業費は今後も必要な費用の増加傾向が続く見込ですが、第 10 期においても、国の動向を注視し、被保険者の納付資力に応じた負担となるよう、検討してまいります。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減

収入減少による減免は、条例等に基づいて適切に行っており、要件の見直しは予定していません。

③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

現在、低所得者に対する在宅介護サービスの利用料について、市独自の減免制度として実施していますが、拡充の予定はありません。

④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

低所得者の負担軽減に配慮した介護保険の補足給付の制度が設けられており、市独自で補助を行う予定はありません。

(2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

利用者の心身の状態や生活状況等に応じ、従来の予防給付と同じサービスを総合事業の「予防専門型訪問・通所サービス」として提供しており、報酬単価について引き上げる予定はありませんが、国が定めた額を勘案し、近隣自治体の動向や地域の実情を把握することに努め、適正な価格設定と事業実施につなげたいと考えております。

★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

実施の予定はありません。

③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

国が定める福祉用具貸与の基準や、現行の例外給付の仕組み(軽度者に対する福祉用具貸与)に則った手続きを行ってまいります。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

単市で財政支援を行う予定はありませんが、愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金の活用などの提供できる内容については、引き続き周知に努めてまいります。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

第9期は、介護保険事業計画の中の施設整備計画に基づき、地域密着型特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホームの整備を進めています。

小規模多機能施設については、随時募集していますので、指定基準を満たしていれば、指定を受けることは可能です。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

ケアマネジャーが、本人及び家族の状況を勘案し、適切に対応しているものと考えています。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

現在、市内の介護サービス事業所が、そこに勤務する職員の資格取得・更新に対して補助等を行った場合、その事業所に補助金を交付しており、職員がキャリアアップすることで待遇が改善され、介護の仕事を長く続けられるよう支援することで処遇改善に資するものと考えています。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

介護保険法に基づく運営指導時に、夜勤職員の勤務状況を含め、適切な運営がなされているか確認しています。財政支援については、国の動向を注視してまいります。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

介護保険法に基づく運営指導時に、適切な運営がなされているか確認しています。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

介護保険法に基づく運営指導時に、夜勤職員の勤務状況を含め、適切な運営がなされているか確認しています。基準を遵守いただいている以上、法人が設定している夜勤体制についての指導まではできかねますので、実態調査の実施は考えておりませんが、運営指導時等に法人として従業員に対する介護負担の軽減などの視点については確認の上、良い取組等があれば、他事業所にもお伝えをしていけたらと考えています。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度は、令和6年度から開始し、令和7年度末で廃止しました。補聴器を装着することは、コミュニケーションを促進し、介護予防・認知症予防に資するため有用なものと認識していますが、補助制度を利用した方から聞き取りを行ったところ、期待どおりの効果が得られなかったと回答した方が半数以上に及んだ状況から、まずは加齢性難聴全般に関する啓発活動を通して、自身の聞こえについて自覚していただき、必要に応じて速やかに医師や専門家に相談することの重要性をお伝えすることや補聴器購入後のメンテナンスの必要性など幅広く啓発していく必要があると考え、補助事業は一旦廃止することとしました。

既に補聴器をお持ちの方で、十分な活用ができていない方がみえますが、今後、購入費の助成だけではなく、購入後のメンテナンスに関する支援、さらには補助制度の再開についても、総合的に検討してまいります。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

高齢者の外出支援は、買物や通院を始め、介護予防や社会参加に資することから必要だと認識していますが、市全域で高齢化と一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、現時点でタクシー券等の補助制度は考えておりません。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

岡崎市認知症施策推進計画は、岡崎市地域包括ケア計画に含包する形で、現在、令和9年度を始期とする第10期計画の策定に向けた準備を進めています。

策定に当たりましては、認知症基本法、国の認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、作成します。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

認知症高齢者等事前登録制度に登録し、同様の個人賠償責任保険に加入していない方を対象に、賠償責任保険を無料で加入できる制度を、実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

他市の状況の聞き取りでは認知症検診を受け要精密検査となったにも関わらず、その後精密検査を受けることに抵抗があるため、結果的に診断に至らないという課題があること。また、認知症を早期発見できても根本的な治療が難しいケースも多いため、無料検診事業の実施は、現状予定していません。

よって、本市では、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業にて、75歳以上の後期高齢者に対し、「高齢者の質問票」を用いてフレイル判定をし、認知機能の項目で低下が疑われる方には介護予防事業を案内するとともに、担当の地域包括支援センターを案内するなど、早期相談支援と予防の取組に重点をおいて実施しています。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極

的に住民から聞く機会を設けてください。

計画策定の基礎資料とするため実施したアンケート調査の結果はホームページで公開しており、策定委員会(岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会)は傍聴可能で、議事録も公開しています。また、今後パブリックコメントを実施し、広く住民意見を聴きとっていく予定です。

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

過去の実績と今後の人口の推移を考慮して計画を策定してまいります。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

令和7年度に障害者控除対象者認定書(以下「認定書」)自動送付の検討のため、対象者全員に認定書交付のための申請書を自動送付している他市に聞き取りした結果、申請率は30%以下でした。現状では、対象となる方の多くが認定書を必要としていない状況が確認されたため、対象者全員への申請書、又は認定書の自動送付は行わないこととしております。なお、令和8年1月から、申請書の様式を変更し、証明書の継続交付を希望される方には、次年度以降の証明書を自動送付するよう運用を変更しました。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ① 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

県算定の納付金額が増額している状況で保険料の引き上げを行わない場合、一般会計からの繰入が必要となります。一般会計からの繰入により画一的に保険料の負担緩和を図ることは市町村国保における解消すべき赤字ととらえられ、国からは計画的な解消を求められています。急激な上昇にならないように基金を投入し、保険料負担の緩和を図るように努めております。

- ② 前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

基金を活用することで保険料負担の緩和を図るように努めております。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ① 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

現行においても広く低所得者対策としての減免制度を実施しており、更に令和9年度より子ども均等割軽減の対象が現在の未就学児から高校生年代にまで拡充されることもあるため、本市独自の減免制度の変更予定はありません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

本年度、国は国保制度の改正を行い令和9年度の保険料より子ども均等割軽減の対象を現行の未就学児から高校生年代まで拡充することを決定しております。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

前年所得要件が500万円以下ではありますが、収入減少を理由とした減免制度を実施しており、減免制度の変更の予定はありません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

被保険者の生活実態の把握に努め、それぞれの実状を十分に考慮して、慎重に対処してまいります。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

国民健康保険加入者の生活実態の把握に努め、実状を考慮して対応しております。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

法令を遵守し、滞納処分を行っております。

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

保険料統一については、原則令和15年度までに達成するように国は求めており実現が困難な場合には、その理由について国と協議するよう求めるなど、国はより統一化を進める姿勢を強めています。

本市においても引き続き県内でのワーキンググループにて今後の対応について協議検討を行っていく考えであります。

- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

保険料統一に関して、本市の条例において定めている減免制度については、重要検討課題であると認識しており、今後県内でのワーキンググループにて協議検討を行っていく考えであります。

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

国基準に基づいた財政支援の範囲の支援までと考えております。

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

一部負担金の免除は、生活保護の基準生活費の115.5%以下としております。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

★(7)資格確認書の発行

ホームページに掲載している他、岡崎市市民病院や福祉部署と連携をし、医療そのものが受けられないことが無いよう対応しております。

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

8月の年次更新においてマイナ保険証をお持ちでない方や、既に要配慮者で資格確認書の交付申請をいただいている方については、申請いただくことなく資格確認書を交付いたしました。また、新たに要配慮者等で資格確認書が必要な場合には、申請いただくことで資格確認書の交付も随時行っております。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

市独自の手当について、現時点では予定していません。国の動向を注視してまいります。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

申請書は相談者からの御希望に応じ手渡し、速やかに受理するなど、申請権の確保に努めています。引き続き、保護の実施要領に基づき、適正に実施してまいります。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

しおりには無差別平等の原則が記載されており、今後も引き続き、生活保護法や保護の実施要領に基づき、適正に実施してまいります。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

保護の実施要領に基づき、本市が実施責任を負うべき場合は、適切に保護しています。

生活保護法第30条に基づき、原則、居宅保護を行います。入居できる借家等が見つからない場合や入居までに時間を要する場合、その他、自力で居宅生活を行うことが困難な場合には、法に定める適当な施設を検討します。

「個室化の実現」について、施設を設置・運営する法人、事業者とも御提言の内容については共有したいと考えます。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

一時扶助により暖房器具、冷房器具の購入費を支弁するほか、扶助が受けられない方には生活福祉資金貸付を案内しています。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

生活保護実施要領及び厚生労働省事務連絡に従い、申請者からの聞き取りを基に個別に慎重な検討をした上で判断して照会を行っています。また、扶養照会の対象の判断については各ケースごとにケース記録に適切に記載しています。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

相談・申請時に車両の保有、使用、処分については組織的に検討したうえで個々に方針を決定する旨を本人にはあらかじめ説明しており、ケース診断会議で個々に援助方針を決定しケース記録に適切に記載しています。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

人事部局と連携し、ケースワーカー、査察指導員が不足しないよう努めています。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

国において女性ケースワーカーに関する基準等は定められていませんが、現在、面接相談員に2名、ケースワーカーに7名（うち休職中2名）の女性を配置しています。

ケースワーカーは地区単位で支援を行っており、女性の被保護者に対しては男性ケースワーカーが対応することもあります。性別を問わず個々の事情に配慮した支援に努めています。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

窓口における対応・相談には有資格者を配置するとともに、ケースワーカーは全員正規職員を配置しています。また、国・県の研修参加費、社会福祉主事任用資格認定研修に関する費用についても予算計上しています。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

正規職員に限定することなく、本人の職歴や保有する資格など専門性を有することを念頭に専門職を適正配置しています。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

原則、国の通知等に基づき、速やかに給付を行います。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

自立相談支援事業所は社会福祉法人に委託していますが、執務室内に事業所を設置し、行政と一体的に運営しています。
生活保護担当部署とも連携を図り、適正な自立支援事業を実施しております。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

岡崎市はすべての任意事業を実施しております。「ほっとサポート岡崎」(岡崎市自立相談支援機関)について、ホームページで公開し、チラシを作成しています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

生活困窮者自立支援事業として、国の動向を注視し、検討してまいります。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

生活困窮者自立支援事業として、国の動向を注視し、検討してまいります。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

子ども医療については、令和9年4月から通院医療費助成を18歳の年度末までに拡大します。そのほかの福祉医療制度については、現時点で改正する予定はありません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

令和9年4月から実施します。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

他の障がい者医療制度と合わせ手帳が交付されていることを条件としているため、自立支援医療のみの方への助成は考えておりません。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

後期高齢者福祉医療費助成の対象拡大は考えておりません。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

妊産婦医療費助成制度の創設は考えておりません。

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP
Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとり
くみを支援してください。

生活困窮世帯の小学5年生から中学3年生までの児童を対象に1会場あたり年 42 回
の学習支援を実施しています。

また、令和7年度から過去に学習支援に参加したことがある高校生世代の子どもの学
習を通じた居場所を提供しています。

「子ども食堂」については、ガイドブック作成及び岡崎市社会福祉協議会に立
ち上げ支援や継続支援等を委託しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、
専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

令和6年4月1日に岡崎市こども家庭センターを設置しました。

(2) 就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

令和8年度は、生活保護基準額の1.22倍です。ただし、離職や休職等に伴う突如な
収入の減少等、家庭の諸事情を勘案し認定を行う場合もあります。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

支給費目は就学に必要なものを対象としています。なお、卒業記念品は全児童生徒
分を教育委員会で購入し、配布しています。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請
できることを周知徹底してください。

市内の学校に通う児童生徒については学校で、市外の学校に通う児童生徒及び就
学前児童の入学前申請については窓口で受け付けています。加えて、電子申請も導
入しています。

また、新規申請は年度途中でも随時受け付けていることを、案内チラシや市ホーム
ページ等において周知しております。

★(3) 義務教育無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

令和8年度、小学校は完全無償化を実施しました。また中学校は、4月分及び12月
分の学校給食費を無償化するとともに、物価高騰に伴う値上げ分を公費負担し、保護
者負担額を据え置いております。引き続き、これらの保護者負担軽減を図る施策を堅持
するように努めたいと思います。

- ②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

当該費用について、児童生徒本人に帰属するもの以外は、従来から原則公費で負
担しているものと認識しています。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

- ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

給食費の無償化については、現時点で実施を考えておりません。

- ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

保育所、小規模保育事業、認定こども園の0～2歳児については、自園調理による給食の提供を行っています。幼稚園及び認定こども園の3～5歳児への給食提供について、自園調理とするか外部搬入とするかは各園が判断します。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

国の改正基準を市条例に反映しており、原則3歳児 15 対1、4・5歳児 25 対1を満たすことができるように努めています。

なお、1・2歳児については従前より、市独自の上乗せ基準(1歳児4:1、2歳児5:1)を設けており、その実現のための私立保育所への人件費補助制度も整えております。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

地域の保育需要と周辺の保育施設の状況等を総合的に勘案し、適正な保育提供体制について検討していきます。民間移管については、令和3年1月に本市の考え方を公表しています。その考え方にに基づき、令和8年6月には公立保育園のうち1園を民間移管する計画を公表しました。保育サービスを安定的に供給できるよう、民間事業者の能力を活かして、提供体制の拡充を図りながらも、保育の質を保ち、園児や保護者などへの影響ができる限り生じないように配慮していきます。保護者の育児休業の取得時の対応について、年少以上の場合には継続入園可としています。0～2歳児については保育需要が高く、待機児童が生じている状況であるほか、希望どおり入園できないこともあることから、保育の必要性が高い方の利用を優先しています。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

私立園監査は、引き続き実地監査(保育士の同行)を継続します。公立園においては、年毎の実地監査園を増やしていくよう検討します。認可外保育施設については、年に1回の指導監査により、基準を満たさない点は早期に改善するよう求めています。また、基準を満たす事業所には、市独自の人件費や健康診断に要する経費に対する補助制度を設け、基準を満たすことを促しています。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

乳児等通園支援事業を実施する事業者を認可する際には、認可基準への適合状況を審査します。実施施設に対しては、国が示す内容に基づき指導監査を行います。市として独自補助を行う予定はありません。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

自治体独自の障がい者への手当については、岡崎市心身障がい者福祉扶助料支給事業を実施しておりますが、手当の増額については現時点では考えておりません。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

共同生活援助や入所施設などの障がい福祉サービス等事業所については、市の障がい福祉計画において実数及び見込量等を確認しています。(共同生活援助については、近年は計画の見込量を上回る推移で増加しています。)利用希望の把握は障がいの状況や支援体制の状況によって希望する施設が大きく異なるため、実態の把握は困難と考えます。相談支援体制の強化を図り、適切な支援が図れるようにすすめてまいります。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

障害者グループホームの入居者については、所得により「特定障がい者特別給付費」を家賃補助として支給しており、市独自の補助を設ける予定はありません。

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

本市の障がい福祉サービスの人員配置等の基準は国に準拠しており、市独自の規定を定めることや補助を実施することは現在のところ考えておりません。国の動向を見守ってまいります。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1)居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

居宅介護等の支給決定については、対象者の身体状況や家庭状況等の調査及びサービス等利用計画を勘案して適切な支給量を提供しています。

- 2)住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

居宅介護等については、市の障がい福祉計画において実数・見込量等を確認するとともに確保策を規定しています。

- 3)移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

移動支援の報酬については、令和3年度に平均で約22%の増額を実施しており、現在のところ改定する予定はありません。

- ④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

障がいの状況や支援体制の状況によって希望する施設が大きく異なるため、実態の把握は難しいですが、市の障がい福祉計画により、体制の整備をすすめていきます。また、相談支援体制の強化を図り、適切な支援が図れるようにすすめてまいります。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

世帯の所得に応じた上限額が設定されており、全ての方を無償とする予定はありません。また市独自の算定方法とする予定はありません。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

本市では、令和5年度に市からの委託相談支援事業所を2事業所(相談支援員2人工)増やすとともに、令和6年度にも相談支援員を2人工増員しています。

また、相談支援従事者が初任者研修を受講する際の費用の一部を補助する相談支援従事者初任者研修受講補助金、相談支援事業所が新規でサービス等利用計画を作成した際に1件3,000円を助成する計画相談支援事業利用加算助成金などの支援を行っています。

⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

養護者の負担軽減につながるように障がい福祉サービスや社会的支援の啓発に努めてまいります。また、虐待認定したケース等については、虐待につながりかねない不適正な運用の是正を行うため、改善計画書を求めるなど再発防止策を実施しています。

⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

本人の事情を考慮した上で、障害者総合支援法に基づき、自立支援給付に相当するものが介護保険にある場合は、介護保険サービスを優先しますが、介護保険の要介護認定が非該当となった場合は、障がい福祉サービスが利用できます。

7. 予防接種

★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチン(定期接種)の自己負担額を一律無料にすることは考えていません。高齢者肺炎球菌については、非課税世帯・生活保護世帯のかたは接種前に手続きをすることで無料になります。また、带状疱疹は接種前に手続きをしていただきますと、非課税世帯のかたは課税世帯の約半額、生活保護世帯のかたは無料になります。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)は平成 30 年6月から、1歳から2歳未満のかたに接種費用の一部助成を、また、2回目接種は令和6年 5 月から、年長児相当のかたに接種費用の一部助成を開始しています。

インフルエンザワクチンは、障がい者のうち、60 歳以上 65 歳未満の定期接種の範囲で一部助成を実施しています。

その他のワクチンについては、ワクチン接種の必要度や国や県の助成制度の動向を踏まえ、本市の助成を検討します。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

令和6年度から 2 回に拡充しております。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

小児科医師及び関係機関と検討会を開催し、5歳児健康診査の実施に向けて取り組んでいます。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

妊婦、産婦各1回の無料歯科健診を実施しています。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

令和8年度に常勤の歯科衛生士を1名採用し、保健所に常勤の歯科衛生士を3名配置しています。

9. 地域の保健・医療

- ①公立病院の経営形態を維持してください。

当院の経営状況は、新型コロナウイルス感染症関連の補助金による一時的黒字を除き、給与費増や物価高騰の影響で厳しい収支状況が続いています。救急や小児等の不採算医療を含め、高度急性期医療を安定的に提供するため、徹底した経費節減と収益確保を最優先課題として進めていますが、将来的な経営のあり方については、今後の収支や全国的な動向を注視しつつ、全部適用や地方独立行政法人化といった各形態のメリット・デメリットを踏まえ、中長期的な視点から慎重に検討を行っていく必要があると認識しています。

- ②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

必要な対策については人事課と協議の上で行ってまいります。
岡崎市民病院において看護師等修学資金の貸付を実施しております。
持続可能な医療提供体制のためには、医療従事者確保が重要であることを市として認識しており、県などと協力して対策に取り組んでいます。
特に地域の医療機関に従事する看護師確保のため、大学等と連携した新たな看護師養成機関の整備、誘致などあらゆる選択肢を排除せず、医療・介護関係者の期待に応えられるよう研究を進めてまいります。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

国の動向を見守っていきたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金

を引き下げてください。

県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ② 加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③ 子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ④ 学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑤ 地域に必要な病床を確保してください。

地域医療構想及び愛知県地域保健医療計画に基づき、地域に必要な病床が確保されるよう関係機関と連携を図ってまいります。

- ⑥ 地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

県の動向を見守っていきたいと考えております。

県の実施する基金による補助事業について医療機関等から相談があった場合は、その内容について案内しております。

以上